

国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する
 財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 の改正に関する
 財務大臣規程 No.11/PMK.04/2019

唯一神のご加護により、

インドネシア共和国財務大臣は、

- a 大統領規程 2018 年第 34 号により批准されたパレスチナ地域に由来する特定品の貿易円滑化に関するインドネシア共和国とパレスチナ政府との覚書 (Memorandum of Understanding between The Government of The Republic of Indonesia and The Government of The State of Palestine on Trade Facilitation for Certain Products Originating from Palestinian Territories)の実施のために、パレスチナ地域からの特定品の形での輸入品の関税率の適用手順を定める必要があること、
 - b 大統領規程 2018 年第 108 号により批准された First Protocol to Amend the Agreement Establishing the ASEAN-AUSTRALIA-NEW-Zealand Free Trade Area (アセアン・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易地域設立協定にかかる改正議定書) を実施するために、Agreement Establishing the ASEAN-AUSTRALIA-NEW-Zealand Free Trade Area に基づく輸入品の関税率の適用手順を定める必要があること、
 - c 国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する規定は、国際協定又は規約の枠組みにおける関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 にすでに定められていること、
 - d a、b、c を考慮し、関税に関する法律 1995 年第 10 号及びその改正である法律 2006 年第 17 号の第 13 条(2)項の規定に基づき、国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 の改正に関する財務大臣規程を定める必要があること、
- を考慮し、

- a 関税に関する法律 1995 年第 10 号(官報 1995 年 75 号、官報追記 3612 号)及びその改正である法律 2006 年第 17 号
- b パレスチナ地域に由来する特定品の貿易円滑化に関するインドネシア共和国とパレスチナ政府との覚書 (Memorandum of Understanding between The

Government of The Republic of Indonesia and The Government of The State of Palestine on Trade Facilitation for Certain Products Originating from Palestinian Territories)に関する大統領規程 2018 年第 34 号 (官報 2018 年 58 号)

- c First Protocol to Amend the Agreement Establishing the ASEAN-AUSTRALIA-NEW-Zealand Free Trade Area (アセアン・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易地域設立協定にかかる改正議定書)に関する大統領規程 2018 年第 108 号 (官報 2018 年 202 号)
 - d 国際協定又は規約の枠組みにおける関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 (官報 2017 年 1980 号)
- を鑑み、

以下を決定した：

国際協定又は規約の枠組みにおける関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 の改正に関する財務大臣規程を定める。

第 I 条

国際協定又は規約の枠組みにおける関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017 (官報 2017 年 1980 号) のいくつかの規程を下記の通り改正する：

1. 第 1 条の 22 号の規定を改正し、第 1 条は下記の通りとなる：

第 1 条

本大臣規程の中で、

1. 関税法とは、関税に関する法律 1995 年第 10 号及びその改正である法律 2006 年第 17 号のことである。
2. 関税領域とは、陸地、水域、これらの上空域、排他的経済地域の特定の場所及び関税法が適用になる大陸棚を含むインドネシア共和国の領域のことである。
3. 税関領域とは、海港、空港及び関税消費税総局の監督下にある物品の通行のために指定されたその他の場所で、特定の境界を有する地域のことである。

4. 自由貿易地域及び自由港として指定された地域とは、関税領域と分離され、関税、付加価値税、奢侈税及び消費税が免税となる、インドネシア共和国統一国家法的領域内にある地域のことであり、以後自由地域と称する。
5. 税関事務所とは、関税法に基づき税関手続きが行われる関税消費税総局の事務所のことである。
6. 総局長とは、関税消費税総局長のことである。
7. 税関官吏とは、関税法に基づく特定の任務を行うために特定の役職で指名を受けた関税総局の職員のことである。
8. 保税蔵置場とは、関税猶予措置を受け、特定の目的で物品の蔵置を行うために利用される、特定要件を満たした構造物、場所又は地域のことであり、以後 **TPB** と称する。
9. 保税ロジスティックセンターとは、関税領域に由来する物品及び/又は関税領域内の他の場所に由来する物品を蔵置し、特定の期間内に再搬出するための **TPB** のことであり、1 以上の簡素な活動の実施が可能、以後 **PLB** と称する。
10. 関税領域内の他の場所とは、地涌地域と **TPB** 以外の関税領域のことであり、以後 **TLDDP** と称する。
11. 輸入業者とは、関税領域に物品を搬入する活動を行う個人又は法人のことである。
12. **TPB** 運営者/事業者とは：
 - a. 保税地域運営者兼事業者
 - b. 保税地域における事業者 県保税地域における運営者
 - c. 保税倉庫運営者兼保税倉庫実施者、又は
 - d. 保税倉庫における事業者 県保税倉庫における運営者
13. **PLB** 運営者/事業者とは：
 - a. **PLB** 運営者
 - b. **PLB** 運営者兼 **PLB** 事業者、又は
 - c. **PLB** における事業者兼 **PLB** における運営者
14. 特惠税率とは、国際協定又は規約に基づく関税率適用に関する財務大臣規程に定める国際協定又は規約に基づく関税率のことである。
15. **COO** 調査通関関連書類とは、**COO** 調査に関連する書類として利用される通関関連書類のことであり、すなわち、インボイス、パッキングリスト、**Bill of Landing/Airway Bill** 及び特惠税率適用の枠組みにおける物品原産地規則充足のために条件となっているその他の書類である。

16. PPFTA コード 01 とは、自由地域から関税領域外への、及び関税領域外から自由地域への物品の搬入並びに搬出及び自由地域から TLDDP への物品搬出のための申告書のことであり、以後 PPFTZ-01 と称する。
17. Harmonized Commodity Description and Coding System とは、世界税関機構 (WCO) が管理する、貿易物品及びその派生品の分類のために利用される名称及びナンバリングシステムにかかる国際基準のことであり、以後 HS と称する。
18. 再調査とは、輸入申告書で申告されている税率及び/又は課税価格の再調査及びデータ、情報並びにその他関連書類の検査を通じて輸出申告書で申告された物品の税率、価格、種類及び/又は数量の再調査のことである。
19. 税関監査とは、関税分野の法規実施の枠組みにおける電子データ、通関分野の活動に関連するレター及び/又は物品ストックを含む、財務報告書、帳簿、記録及び帳簿の基本的証拠となる書類、事業活動に関連するレターの検査のことである。
20. サービスコンピューターシステムとは、税関監督及びサービスの枠組みにおける税関事務所で利用されるコンピューターシステムのことであり、以後 SKP と称する。
21. 原産地規則 (Rule of Origin) とは、物品の原産国を定めるために国が適用する、国際協定又は規約に基づき定められる特別な規則のことである。
22. 品目別規則 (Product Specific Rules) とは、下記に分けられるルールのことであり、以後 PSR と称する：
 - a. 非原産材料を利用する物品生産プロセス、非原産材料が分類の変更をしているもの
 - b. パーセンテージで示される特定の値の地域間又は二国間の調達率基準を満たした非原産材料を利用した生産工程を経た物品
 - c. 特定加工を経ている物品、又は
 - d. それら各基準の組み合わせ
23. 加盟国とは、物品貿易の枠組みにおける国際協定又は規約に署名した国のことである。
24. 原産材料とは、合意した国際協定又は規約に基づき、原産地規則を満たした材料のことである。
25. 原産物品とは、合意した国際協定又は規約に基づき、原産地規則を満たした物品のことである。
26. 非原産材料とは、非加盟国由来する材料又は合意した国際協定又は規約に基づく原産地規則を満たしていない材料のことである。

27. 非原産物品とは、非加盟国由来する材料又は合意した国際協定又は規約に基づく原産地規則を満たしていない物品のことである。
28. 原産地証明書（Certificate of Origin）とは、インドネシア関税領域に搬入予定の物品に特惠税率の供与が可能な旨を表明した、原産地証明書発給機関が発給する通関関連書類のことであり、以後（インドネシア後では SKA、訳文では）COO と称する。
29. COO 発給機関とは、輸出予定の物品の COO の発給権限を付与された輸出加盟国の政府機関又は政府から指名を受けた機関のことである。
30. Overleaf Notes とは、COO 記入規則を記載した COO の裏面のことであり、COO と切り離すことのできない一部をなすものである。
31. 公認輸出業者（Certified Exporter）とは、Invoice Declaration の発行の権利を有する製造輸出業者のことである。当該輸出業者は、COO 発給機関が認証し、自己申告書の発行権限も有する。
32. 自己申告（Self Certification）とは、公認輸出業者が作成したインボイスの形で物品の原産地を表明するスキームのことであり、その中には関税領域に搬入する予定の物品に特惠税率の供与が可能な旨の表明も含んでいる。
33. Invoice Declaration とは、インボイス内の物品に特惠税率の供与が可能である旨を表明した公認輸入業者からの表明書のことである。
34. ASEAN Single Window とは、custom clearance と cargo release プロセスの迅速化を促進するために、ASEAN 加盟国の National Single Window システムを運営及び統合し、ASEAN 加盟国間の物流のハンドリングパフォーマンスを強化できるようにする環境のことであり、以後 ASW と称する。
35. 電子原産地証明書 D 書式とは、e-ATIGA Form D Process Specification and Message Implementation Guideline に基づき策定され、情報安全と機密に関する規定に基づき ASW を通じて ASEAN 加盟国間で電子的に送付される COO の書式 D のことであり、以後、e-Form D と称する。
36. 第三国/者インボイス（Third Country Invoicing/Third Party Invoicing）とは、（加盟国であれ非加盟国であれ）第三国に所在する又は COO 発行国と同じ国に所在する他の会社によるインボイスの発行のことである。
37. Back-To-Back Certificate of Origin（連続する原産地証明書）又は Movement Certificate（移動証明書）とは、最初の輸出加盟国が発給した COO に基づき 2 番目の輸出加盟国が発給する COO のことであり、以後 Back-to-Back COO と称する。

38. 船積日又は輸出日とは、海運の場合、**Bill of Lading** の日付、空運の場合、**Air Way Bill** の日付、陸運の場合、陸運書類の日付のことである。
39. **Retroactive Check** 要請とは、原産地規準、**COO** 記入手順及び/又は **COO** の正当性に関連する、物品の原産地に関する情報を得るために **COO** 発給機関に対し税関官吏が行う要請のことである。
40. **Verification Visit** (立入検査) とは、原産地の確認に関するデータ又は情報を得るために **COO** 発給国の税関官吏が行う活動のことである。
41. **2nd SCPP** の **MoU** 加盟国とは、**ATIGA** スキーム自己申告制度第2回パイロットプロジェクト参加加盟国のことである。

2. 第2条の(2)項の規定を改正し、第2条は下記の通りとなる：

第2条

- (1) 輸入品に対し、最恵国 (**Most Favored Nation/MFN**) 税率と異なる特惠税率の適用が可能。
- (2) (1) 項に規定の特惠税率の適用は、下記のスキームで実施する：
 - a. **ASEAN Trade In Goods Agreement (ATIGA)**
 - b. **ASEAN-China Free Trade Area (ACFTA)**
 - c. **ASEAN-Korea Free Trade Area (AKFTA)**
 - d. **Indonesia-Japan Economic Partnership Agreement (IJEPA)**
 - e. **ASEAN-India Free Trade Area (AIFTA)**
 - f. **ASEAN-Australia-New Zealand Free Trade Area (AANZFTA)**
 - g. **Indonesia-Pakistan Preferential Trade Agreement (IPPTA)**
 - h. **ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership (AJCEP)**、及び
 - i. **Memorandum of Understanding between The Government of The Republic of Indonesia and The Government of The State of Palestine on Trade Facilitation for Certain Products Originating from Palestinian Territories**
- (3) (1)項に規定の関税率は、国際条約又は規約に基づく関税率決定に関する財務大臣規程で定める。
- (4) (1) 項に規定の特惠税率は下記に対して適用される：
 - a. **PIB** の形での輸入申告書を利用した、使用のための物品輸入
 - b. **TPB** への物品搬入時に特惠税率利用承認を受けている、**TPB** からの **PIB** の形での輸入申告書を利用した、使用のための物品輸入

- c. PLB への物品搬入時に特惠税率利用承認を受けている、PLB からの PIB の形での輸入申告書を利用した、使用のための物品輸入、又は
 - d. 下記に該当する、自由地域から TLDDP への生産品の搬出：
 - 1. 関税領域外に由来する原材料及び/又は補助材
 - 2. 自由地域への搬入時に特惠税率承認を受けている、及び
 - 3. 特惠税率利用可能な事業者としての要件を満たしている自由地域における事業者が実施
- (5) (4) 項 d の 3 に規定の自由地域における事業者は、下記の要件を満たすこと：
- a. 地域管理庁からの事業許可を保有
 - b. 原材料及び/又は補助材の搬入を実施し、同時に TLDDP に生産品の搬出を実施している
 - c. 監督の税関事務所所長の承認に基づきオンライン及びリアルタイムで関税消費税総局がアクセス可能なコンピューターベースのストック情報システム (IT Inventory) を保有し導入している
 - d. 通関アクセスを有している、及び
 - e. 物品を TLDDP に搬出する際に、監督の税関事務所所長からの承認を受けた原材料の完成品換算と生産工程ブループリントを提出

3. 第 3 条の (3) 項の規定を改正し、第 3 条は下記の通りとなる：

第 3 条

- (1) 第 2 条に規定の特惠税率を受けるために、輸入する物品は原産地規則を満たすこと。
- (2) (1) 項に規定の原産地規則には下記を含む：
 - a. 原産地規準(origin criteria)
 - b. 移送規準(consignment criteria)
 - c. 手続き規則(procedural provisions)
- (3) 第 3 条に規定の原産地規則に関する詳細解説は：
 - a. ATIGA は添付書類 I の A に記載の通り
 - b. ACFTA は添付書類 I の B に記載の通り
 - c. AKFTA は添付書類 I の C に記載の通り
 - d. IJEPa は添付書類 I の D に記載の通り

- e. AIFTA は添付書類 I の E に記載の通り
- f. AANZFTA は添付書類 I の F に記載の通り
- g. IPPA は添付書類 I の G に記載の通り
- h. AJCEP は添付書類 I の H に記載の通り、及び
- i. Memorandum of Understanding between The Government of The Republic of Indonesia and The Government of The State of Palestine on Trade Facilitation for Certain Products Originating from Palestinian Territories は添付書類 I の I に記載の通り

添付書類は本大臣規程と切り離すことのできない一部をなす。

4. 第 8 条の (2) 項 a の規定を改正し、第 8 条は下記の通りとなる：

第 8 条

- (1) 2 番目の輸出加盟国は、最初の輸出加盟国の発給した COO に基づき Back-To-Back COO の発給が可能。
- (2) (1) 項に規定の Back-To-Back COO は、下記の条件を満たすこと：
 - a Back-To-Back COO には、最初の輸出加盟国が発行した COO と同様の情報を記載すること、ただし物品の数量と Free-on-Board(FOB)価格は除く
 - b Back-To-Back COO に記載の物品数量の合計は、最初の輸出加盟国が発給した COO に記載の物品数量を超えてはならない
 - c Back-To-Back COO の有効期間は、最初の輸出加盟国の発給した COO の有効期限と同じ、及び
 - d Back-To-Back COO に記載の輸入業者名は、最初の輸出加盟国の発給した COO に記載の輸入業者名と同じであること
- (3) Back-To-Back COO の情報に疑念がある又は不備がある場合、税関官吏は輸入業者に対し最初の輸出加盟国から COO の写し若しくはスキャン書類又は e-Form D を要請可能。

5. 第 9 条の (3) 項及び (4) 項の規定を改正し、第 9 条は下記の通りとなる：

第 9 条

- (1) 第三国に所在の他の会社又は COO 発給国と同じ国に所在の他の会社は、Third Country Invoice/Third Party Invoice の発行が可能。

- (2) (1) 項に規定の Third Country Invoice/Third Party Invoice は下記の条件を満たすこと：
- a. Third Country Invoice/Third Party Invoice の利用について COO に記載すること
 - b. 第三者企業及び国の名前を COO に記載のこと、及び
 - c. 第三者インボイス番号を COO に記載のこと
- (3) (1) 項 a 及び c に規定の条件は、第 2 条 (2) 項に規定の国際協定又は規約が COO に Third Country Invoicing/Third Party Invoicing の記載及び第三者インボイス番号の記載を義務付けていない場合には適用されない。
- (4) (2) 項 c に規定の第三者からのインボイスが未発給の場合、COO には物品の原産国のインボイス番号を記載することが可能。

6. 第 10 条と第 11 条の間に下記の通り 1 つの条、第 10A 条を追加する：

第 10A 条

- (1) 第 10 条に規定の COO は、COO 発行機関が税関事務所に対し電子的にこれを提出が可能。
- (2) (1) 項に規定の通り COO が電子的に提出される場合：
- a. 輸入業者は、第 10 条 (1) 項 a に規定の義務を免除される
 - b. TPB 運営者/事業者は、第 10 条 (5) 項 a 及び b に規定の義務を免除される
 - c. PLB 運営者/事業者は、第 10 条 (6) 項 a 及び b に規定の義務を免除される、又は
 - d. 第 2 条 (4) 項 d の 3 号に規定の自由地域における事業者は、第 10 条 (7) 項 a に規定の義務を免除される

7. 第 11 条の (2) 項及び (3) 項の規定を改正し、第 11 条は下記の通りとなる：

第 11 条

- (1) 第 2 条に規定の特恵税率を利用するために、e-Form D スキームを利用した輸入を行う、第 2 条 (4) 項 d の 3 に規定の輸入業者、TPB 運営者/事業者、PLB 運営者/事業者又は自由地域の事業者は下記の記載義務を負う：

- a 利用する国際条約又は規約スキームに基づき正しく便宜コードを記載、及び
 - b 下記に正しく、e-Form D の番号及び日付
 - 1. PIB
 - 2. TPB に蔵置用の PIB
 - 3. PLB に蔵置用の PIB、又は
 - 4. 関税領域外から自由地域への搬入用の PPFTZ-01
- (2) システムがまだ用意されていない、障害又はエラーが生じた場合、税関官吏は、第 2 条 (4) 項 d の 3 に規定の輸入業者、TPB 運営者/事業者、PLB 運営者/事業者又は自由地域における事業者に対し e-Form D のプリントアウト又はスキャン書類を要請する。
- (3) (2) 項に規定の e-Form D のプリントアウト又はスキャン書類は、下記の条件に基づき税関官吏に提出が義務付けられる：
- a 1 週間 7 日 24 時間通関サービスを提供している税関事務所として定められている税関事務所は、e-Form D のプリントアウト又はスキャン書類要請日の翌日 12 時まで提出
 - b 1 週間 7 日 24 時間通関サービスを提供している税関事務所としてまだ定められていない税関事務所は、e-Form D のプリントアウト又はスキャン書類要請日の翌営業日の 12 時まで提出
8. 第 11 条と第 12 条の間に下記の通り 1 つの条、第 11A 条を追加する：

第 11A 条

第 10A 条に規定の電子的に提出される COO の利用にかかる輸入及び調査手順は、e-Form D 利用にかかる輸入及び調査手順に基づき実施する。

9. 第 13 条の (4) 項の規定を改正し、第 13 条は下記の通りとなる：

第 13 条

- (1) 第 2 条に規定の特恵税率を受けるための COO、Invoice Declaration 又は e-Form D の調査に含まれるのは：
 - a. 第 4 条に規定の原産地規準の充足
 - b. 第 5 条及び第 6 条に規定の移送規準の充足

- c. 第7条から第11条に規定の手続き規則の充足
 - d. 特恵税率を受ける物品の種類、数量及び分類
 - e. 特恵税率に基づき申告する関税率
 - f. 輸入税関申告書及びCOO調査通関関連書類のデータとCOO、
Invoice Declaration 又は e-Form D のデータとの適合性
 - g. 輸入物品に実物検査が行われる場合、COO、Invoice Declaration 又は
e-Form D 及び COO 調査通関関連書類で申告されている物品の
説明と物品の実物との適合性
- (2) (1) 項 a,b,c に規定の検査の結果、輸入品が第3条(2)項に規定の原産地規則の規定を1つ以上満たしていないことが示された場合、COOは拒絶され、当該輸入品には最恵国(MFN)税率が適用される。
- (3) (1) 項に規定の調査の結果、下記を示す場合：
- a. 輸入税関申告書に記載された物品の数量がCOO、Invoice
Declaration 又は e-Form D に記載の数量を上回る場合、超過分に対し最恵国税率が適用される
 - b. 申告された税率が適用されるべきものと異なる場合、税関官吏は、
国際条約又は規約に基づく関税率決定に関する財務大臣規程に記載の関税率に基づき輸入品の関税率を定める。
 - c. 輸入税関申告書に記載された物品の仕様がCOO、Invoice
Declaration 又は e-Form D に記載の仕様と異なる場合、異なる物品
に対し最恵国税率が適用される
 - d. 輸入税関申告書、COO、Invoice Declaration 又は e-Form D で申告され
た現物が、輸入品にかかる説明内容と異なる場合、異なる物品
に対し最恵国税率が適用される
 - e. COO、Invoice Declaration 又は e-Form D に記載された物品分類が税
関官吏の定める物品分類と異なる場合、下記の条件が適用される：
 - 1.特恵税率適用の根拠として利用される物品分類は、税関官吏の決定結果である
 - 2.PSR リストにある原産地規準調査は、税関官吏の決定結果の物品分類を用いる、及び
 - 3.特恵税率は、税関官吏の定める物品分類が国際条約又は規約に基づく関税率決定に関する財務大臣規程に記載されている限り、原産地規則を満たした輸入品に供与が可能。
- (4) 調査の結果、下記の場合、COO、Invoice Declaration、e-Form D の正当性及び内容に疑念があるとされる：

- a. COO 又は Invoice Declaration に署名をした官吏の署名及び/又はスタンプと見本の不適合の疑念を生んでいる
 - b. 原産地規準充足に疑念あり
 - c. 積送規準充足に関連して疑念あり
 - d. Back-to-Back COO の情報に疑念あり
 - e. 輸入業者が、第 8 条 (3) 項に規定の最初の輸出加盟国からの下記を提出できない：
 - 1.COO の写し又はスキャン書類、又は
 - 2.e-Form D のプリントアウト
 - f. COO、Invoice Declaration、e-Form D 又は COO 調査通関関連書類間のその他の情報の不適合
- (5) COO が複数の種類の物品から構成される場合、いずれか 1 種の拒絶が原産地規定を満たしている他の種類の物品の特恵税率適用を取り消すことはない。

10. 第 17 条の (1) 項の規定を改正し、第 17 条は下記の通りとなる：

第 17 条

- (1) 総局長又は指名を受けた官吏は、第 2 条 (2) 項に規定の国際協定又は規約で定められた規定に基づき、Verification Visit の実施が可能。
- (2) Verification Visit 実施の枠組みにおいて、総局長或いは指名を受けた官吏は、下記に対し要請する情報を記載した上で書面で要請する：
 - a. 第 2 条 (2) 項に規定の国際条約又は規約で定められた規定に基づく COO 発給機関又はその他の機関
 - b. 管轄の機関、又は
 - c. 関連の他者
- (3) Verification Visit の結果、輸入される物品が原産地規則を満たしていない、又は原産地規則の充足の証明に不十分な場合、税関官吏は関税分野の法規に基づきフォローアップを行う。
- (4) Verification Visit の実施には関連機関を関与させることが可能。
- (5) Verification Visit は、国際条約又は規約が Verification Visit メカニズムに関する規定を定めていない場合、実施ができない。
- (6) Verification Visit 実施手順に関する詳細規程は、総局長規程で定める。

11. 第 20 条の (1) 項を改正し、第 20 条は下記の通りとなる：

第 20 条

- (1) 下記に由来する輸入品は、COO の添付の必要なく特恵税率が適用される：
- a. 加盟国、Free-on-Board (FOB) 価格が 200 米ドルを超えないこと、
又は
 - b. パレスチナ、Ex-works 価格が 200 米ドルを超えないこと
- (2) (1) 項に規定の特恵税率は、当該輸入が COO 提出義務を回避する目的での 1 以上のその他の輸入の一部をなすのではない限り供与が可能。
- (3) (1) 項に規定の特恵税率は、PIB を利用する輸入品に限り適用が可能。

12. 第 27 条と第 28 条の間に、下記の通り 1 条、第 27A 条を追加する：

第 27A 条

First Protocol to Amend the Agreement Establishing the ASEAN-AUSTRALIA-NEW-Zealand Free Trade Area 発効前に発行済みの原産地証明書の開税適用手順は、First Protocol to Amend the Agreement Establishing the ASEAN-AUSTRALIA-NEW-Zealand Free Trade Area に記載の手順に基づきこれを実施する。

13. 国際協定又は規約に基づく輸入品にかかる関税率の適用手順に関する財務大臣規程 No.229/PMK.04/2017(官報 2017 年 1980 号)の添付書類 I を改正し、本大臣規程と切り離すことのできない一部をなす添付書類に記載の通りとなる。

第 II 条

本大臣規程は、法制化の日から 15 日後に発効する。

すべての人に知らしめるため、本大臣規程の法制化をインドネシア共和国官報に記載する。

2019年2月6日、ジャカルタにて制定
財務大臣
スリ・ムリヤニ・インドラワティ

2019年2月6日、ジャカルタにて法制化
法務人権省
法務総局長
ウイドド・エカチャヤナ

インドネシア共和国官報 2019年 95号